

報告第17号

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則制定の専決について

上記規則については、教育委員会の会議を招集する暇がないので、茨城県教育委員会事務専決規程（昭和46年茨城県教育委員会訓令第5号）第2条第1項の規定に基づき、平成20年1月18日付けで別紙のとおり専決しましたから、同条第2項の規定に基づき、報告します。

このことについて、承認願います。

平成20年1月25日提出

茨城県教育委員会教育長 稲葉 節生

## 茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則の概要

### 1 制定理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令（平成19年文部科学省令第40号）により学校教育法施行規則等の一部が改正されたことに伴い、関係規則について所要の改正を行う。

### 2 改正内容

- (1) 学校教育法施行規則の一部改正により条項の移動が行われたことに伴い、同施行規則を引用する次の規則について引用条文中の条項番号を改める。

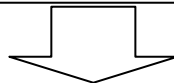
茨城県県立学校管理規則  
茨城県県立高等学校学則

- (2) 学校教育法施行規則等の一部改正により学校種の規定順及び児童生徒等の規定順が改正されたことに伴い、次の規則について条文中の学校種の規定順及び児童生徒等の規定順を改める。

茨城県県立学校管理規則  
茨城県教育委員会事務委任規則  
茨城県県立特別支援学校学則  
茨城県教育職員免許状規則

#### (参考1) 学校種の規定順

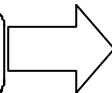
小学校(小学部), 中学校(中学部), 高等学校(高等部), 中等教育学校, 特別支援学校, 幼稚園(幼稚部)



幼稚園(幼稚部), 小学校(小学部), 中学校(中学部), 高等学校(高等部), 中等教育学校, 特別支援学校

#### (参考2) 児童生徒等の規定順

児童, 生徒, 幼児



幼児, 児童, 生徒

### 3 専決理由

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整備等に関する省令の公布日が平成19年12月25日、施行日が平成19年12月26日であったため。

茨城県県立学校管理規則等の一部を改正する規則

(茨城県県立学校管理規則の一部改正)

第1条 茨城県県立学校管理規則(昭和35年茨城県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

第3条(見出しを含む。)中「児童,生徒及び幼児」を「幼児,児童及び生徒」に改める。

第5条の表中幼稚部の欄を削り,

「	<table border="1"><tr><td>小学部</td></tr><tr><td>6年</td></tr><tr><td>6年</td></tr><tr><td>6年</td></tr></table>	小学部	6年	6年	6年	を	「	<table border="1"><tr><td>幼稚部</td><td>小学部</td></tr><tr><td>1年,2年又は3年</td><td>6年</td></tr><tr><td>1年,2年又は3年</td><td>6年</td></tr><tr><td></td><td>6年</td></tr></table>	幼稚部	小学部	1年,2年又は3年	6年	1年,2年又は3年	6年		6年	」	に改める。
小学部																		
6年																		
6年																		
6年																		
幼稚部	小学部																	
1年,2年又は3年	6年																	
1年,2年又は3年	6年																	
	6年																	

第10条の2第1項中「第57条の4第1項」を「第87条第1項」に改める。

第23条の3第3項,第4項,第5項及び第7項中「児童,生徒又は幼児」を「幼児,児童又は生徒」に改める。

第37条,第39条第1項及び第44条中「児童,生徒及び幼児」を「幼児,児童及び生徒」に改める。

第46条第5号中「児童生徒幼児」を「幼児児童生徒」に改める。

(茨城県県立高等学校学則の一部改正)

第2条 茨城県県立高等学校学則(昭和35年茨城県教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

第8条の2第1項中「第57条の4第1項」を「第87条第1項」に改める。

(茨城県教育委員会事務委任規則の一部改正)

第3条 茨城県教育委員会事務委任規則(昭和40年茨城県教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第14号中「,幼稚園」を削り,「高等学校」を「幼稚園,高等学校」に改める。

(茨城県県立特別支援学校学則の一部改正)

第4条 茨城県県立特別支援学校学則(昭和46年茨城県教育委員会規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「児童,生徒及び幼児」を「幼児,児童及び生徒」に改める。

第3条の表中幼稚部の欄を削り,

「	<table border="1"><tr><td>小学部</td></tr><tr><td>6年</td></tr><tr><td>6年</td></tr><tr><td>6年</td></tr></table>	小学部	6年	6年	6年	を	「	<table border="1"><tr><td>幼稚部</td><td>小学部</td></tr><tr><td>1年,2年又は3年</td><td>6年</td></tr><tr><td>1年,2年又は3年</td><td>6年</td></tr><tr><td></td><td>6年</td></tr></table>	幼稚部	小学部	1年,2年又は3年	6年	1年,2年又は3年	6年		6年	」	に改める。
小学部																		
6年																		
6年																		
6年																		
幼稚部	小学部																	
1年,2年又は3年	6年																	
1年,2年又は3年	6年																	
	6年																	

(茨城県教育職員免許状規則の一部改正)

第5条 茨城県教育職員免許状規則(平成元年茨城県教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中第6号及び第7号を削り,第5号を第7号とし,第1号から第4号までを2号ずつ繰り下げ,同条同項に第1号及び第2号として次の2号を加える。

(1) 幼稚園教諭 2 種免許状を有する者が、幼稚園教諭 1 種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
5	4	20	6	45
6	4	18	5	40
7	3	16	5	35
8	3	14	4	30
9	2	13	4	25
10	2	11	3	20
11	1	9	3	15
12	1	7	2	10

(2) 幼稚園助教諭免許状を有する者が、幼稚園教諭 2 種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
6	5	30	45
7	4	27	40
8	4	24	35
9	3	21	30
10	3	18	25
11	2	15	20
12	2	12	15
13	1	9	10

第21条第2項中第4号を削り、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同条同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 幼稚園教諭 2 種免許状を有する者が、幼稚園教諭 1 種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
3	2	12	6	25
4	2	10	5	20
5	1	9	3	15
6	1	7	2	10

付 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の茨城県県立学校管理規則、茨城県県立高等学校学則、茨城県教育委員会事務委任規則、茨城県県立特別支援学校学則及び茨城県教育職員免許状規則の規定は、平成19年12月26日から適用する。

茨城県立学校管理規則新旧対照表（第1条関係）

新						旧																																																																	
<p>（特別支援学校の名称，位置，部，学科並びに<u>幼児，児童及び生徒</u>の定員） 第3条 特別支援学校の名称，位置，部，学科並びに<u>幼児，児童及び生徒</u>の定員は，別に定めるところによる。</p> <p>（特別支援学校の修業年限） 第5条 特別支援学校の修業年限は，次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部科別 学校別</th> <th rowspan="2">幼稚園部</th> <th rowspan="2">小学部</th> <th rowspan="2">中学部</th> <th colspan="2">高等部</th> </tr> <tr> <th>本科</th> <th>専攻科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲学校</td> <td>1年，2年又は3年</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>聾学校</td> <td>1年，2年又は3年</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>養護学校</td> <td></td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（教育課程の協議） 第10条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第87条第1項の規定に基づき，同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高等学校名</th> <th>中学校</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県立小瀬高等学校</td> <td>常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p>（寄宿舎指導員，寮務主任等） 第23条の3 （略） 2 （略） 3 寄宿舎指導長は，校長の監督を受け，寄宿舎における<u>幼児，児童又は生徒</u>の日常生活上の世話及び生活指導に従事するとともに，特に高度な経験を必要とする日常生活上の世話及び生活指導並びに寄宿舎運営に当たる。 4 寄宿舎指導主任は，校長の監督を受け，寄宿舎における<u>幼児，児童又は生徒</u>の日常生活上の世話及び生活指導に従事するとともに，高度な経験を必要とする日常生活上の世話及び生活指導に当たる。 5 寄宿舎指導員は，校長の監督を受け，寄宿舎における<u>幼児，児童又は生徒</u>の日常生活上の世話及び生活指導に当たる。</p>						部科別 学校別	幼稚園部	小学部	中学部	高等部		本科	専攻科	盲学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	3年	聾学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	1年	養護学校		6年	3年	3年		高等学校名	中学校	茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校	<p>（特別支援学校の名称，位置，部，学科並びに<u>児童，生徒及び幼児</u>の定員） 第3条 特別支援学校の名称，位置，部，学科並びに<u>児童，生徒及び幼児</u>の定員は，別に定めるところによる。</p> <p>（特別支援学校の修業年限） 第5条 特別支援学校の修業年限は，次表のとおりとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部科別 学校別</th> <th rowspan="2">小学部</th> <th rowspan="2">中学部</th> <th colspan="2">高等部</th> <th rowspan="2">幼稚園部</th> </tr> <tr> <th>本科</th> <th>専攻科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲学校</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>1年，2年又は3年</td> </tr> <tr> <td>聾学校</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>1年</td> <td>1年，2年又は3年</td> </tr> <tr> <td>養護学校</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>（教育課程の協議） 第10条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては，学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第57条の4第1項の規定に基づき，同表の右欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>高等学校名</th> <th>中学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>茨城県立小瀬高等学校</td> <td>常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 （略）</p> <p>（寄宿舎指導員，寮務主任等） 第23条の3 （略） 2 （略） 3 寄宿舎指導長は，校長の監督を受け，寄宿舎における<u>児童，生徒又は幼児</u>の日常生活上の世話及び生活指導に従事するとともに，特に高度な経験を必要とする日常生活上の世話及び生活指導並びに寄宿舎運営に当たる。 4 寄宿舎指導主任は，校長の監督を受け，寄宿舎における<u>児童，生徒又は幼児</u>の日常生活上の世話及び生活指導に従事するとともに，高度な経験を必要とする日常生活上の世話及び生活指導に当たる。 5 寄宿舎指導員は，校長の監督を受け，寄宿舎における<u>児童，生徒又は幼児</u>の日常生活上の世話及び生活指導に当たる。</p>						部科別 学校別	小学部	中学部	高等部		幼稚園部	本科	専攻科	盲学校	6年	3年	3年	3年	1年，2年又は3年	聾学校	6年	3年	3年	1年	1年，2年又は3年	養護学校	6年	3年	3年			高等学校名	中学校名	茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校
部科別 学校別	幼稚園部	小学部	中学部	高等部																																																																			
				本科	専攻科																																																																		
盲学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	3年																																																																		
聾学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	1年																																																																		
養護学校		6年	3年	3年																																																																			
高等学校名	中学校																																																																						
茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校																																																																						
部科別 学校別	小学部	中学部	高等部		幼稚園部																																																																		
			本科	専攻科																																																																			
盲学校	6年	3年	3年	3年	1年，2年又は3年																																																																		
聾学校	6年	3年	3年	1年	1年，2年又は3年																																																																		
養護学校	6年	3年	3年																																																																				
高等学校名	中学校名																																																																						
茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校																																																																						

6 (略)  
 7 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における幼児、児童又は生徒の教育に当たる。  
 8～9 (略)

(表彰)  
 第37条 校長は、学業、人物その他について優秀な幼児、児童及び生徒を表彰することができる。

(出席停止)  
 第39条 幼児、児童及び生徒が伝染病にかかつており、かかっている疑があり、若しくはかかるおそれのある場合又は児童及び生徒が性行不良であつて他の児童及び生徒の教育に妨げがあると認められる場合の出席停止は、校長が命ずる。

2 (略)

(事故の報告)  
 第44条 校長は、職員、幼児、児童及び生徒に関する事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育長に報告しなければならない。

(必要表簿)  
 第46条 学校に備えなければならない表簿は、法令その他に別に定めのあるもののほか、おおむね次のとおりとする。  
 (1)～(4) (略)  
 (5) 幼児児童生徒賞罰関係綴  
 (6)～(7) (略)

6 (略)  
 7 舎監は、校長の監督を受け、寄宿舎の管理及び寄宿舎における児童、生徒又は幼児の教育に当たる。  
 8～9 (略)

(表彰)  
 第37条 校長は、学業、人物その他について優秀な児童、生徒及び幼児を表彰することができる。

(出席停止)  
 第39条 児童、生徒及び幼児が伝染病にかかつており、かかっている疑があり、若しくはかかるおそれのある場合又は児童及び生徒が性行不良であつて他の児童及び生徒の教育に妨げがあると認められる場合の出席停止は、校長が命ずる。

2 (略)

(事故の報告)  
 第44条 校長は、職員、児童、生徒及び幼児に関する事故が発生した場合は、直ちにその事情を教育長に報告しなければならない。

(必要表簿)  
 第46条 学校に備えなければならない表簿は、法令その他に別に定めのあるもののほか、おおむね次のとおりとする。  
 (1)～(4) (略)  
 (5) 児童生徒幼児賞罰関係綴  
 (6)～(7) (略)

茨城県立高等学校学則新旧対照表(第2条関係)

新	旧								
<p>(教育課程の協議)            第8条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第87条第1項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高等学校名</th> <th style="text-align: center;">中学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">茨城県立小瀬高等学校</td> <td style="text-align: center;">常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	高等学校名	中学校名	茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校	<p>(教育課程の協議)            第8条の2 次の表の左欄に掲げる高等学校(以下「連携型高等学校」という。)においては、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第57条の4第1項の規定に基づき、同表の右欄に掲げる中学校(以下「連携型中学校」という。)における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">高等学校名</th> <th style="text-align: center;">中学校名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">茨城県立小瀬高等学校</td> <td style="text-align: center;">常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 (略)</p>	高等学校名	中学校名	茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校
高等学校名	中学校名								
茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校								
高等学校名	中学校名								
茨城県立小瀬高等学校	常陸大宮市立美和中学校 常陸大宮市立緒川中学校 常陸大宮市立御前山中学校								

茨城県教育委員会事務委任規則新旧対照表（第3条関係）

新	旧
<p>（教育長に対する委任事務）                      第2条 教育委員会は，次に掲げるものを除き，その権限に属する事務を教育長に委任する。                      （1）～（13）（略）                      （14）市町村立の<u>幼稚園</u>，<u>高等学校</u>，中等教育学校，特別支援学校，専修学校及び各種学校の設置を認可すること。                      （15）～（27）（略）</p>	<p>（教育長に対する委任事務）                      第2条 教育委員会は，次に掲げるものを除き，その権限に属する事務を教育長に委任する。                      （1）～（13）（略）                      （14）市町村立の<u>高等学校</u>，中等教育学校，特別支援学校，<u>幼稚園</u>，専修学校及び各種学校の設置を認可すること。                      （15）～（27）（略）</p>

茨城県県立特別支援学校学則新旧対照表（第4条関係）

新	旧																																																				
<p>（名称，位置，部及び学科等）                      第2条 学校の名称，位置，部及び学科並びに<u>幼児，児童及び生徒</u>（以下「児童等」という。）の定員は，別表第1のとおりとする。                      2 （略）</p> <p>（修学年限）                      第3条 学校の修業年限は，次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部科別 学校別</th> <th rowspan="2">幼稚園部</th> <th rowspan="2">小学部</th> <th rowspan="2">中学部</th> <th colspan="2">高等部</th> </tr> <tr> <th>本科</th> <th>専攻科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲学校</td> <td>1年，2年又は3年</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> </tr> <tr> <td>聾学校</td> <td>1年，2年又は3年</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>1年</td> </tr> <tr> <td>養護学校</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	部科別 学校別	幼稚園部	小学部	中学部	高等部		本科	専攻科	盲学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	3年	聾学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	1年	養護学校	/	6年	3年	3年	/	<p>（名称，位置，部及び学科等）                      第2条 学校の名称，位置，部及び学科並びに<u>児童，生徒及び幼児</u>（以下「児童等」という。）の定員は，別表第1のとおりとする。                      2 （略）</p> <p>（修学年限）                      第3条 学校の修業年限は，次表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">部科別 学校別</th> <th rowspan="2">小学部</th> <th rowspan="2">中学部</th> <th colspan="2">高等部</th> <th rowspan="2">幼稚園部</th> </tr> <tr> <th>本科</th> <th>専攻科</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>盲学校</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>1年，2年又は3年</td> </tr> <tr> <td>聾学校</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td>1年</td> <td>1年，2年又は3年</td> </tr> <tr> <td>養護学校</td> <td>6年</td> <td>3年</td> <td>3年</td> <td style="text-align: center;">/</td> <td style="text-align: center;">/</td> </tr> </tbody> </table>	部科別 学校別	小学部	中学部	高等部		幼稚園部	本科	専攻科	盲学校	6年	3年	3年	3年	1年，2年又は3年	聾学校	6年	3年	3年	1年	1年，2年又は3年	養護学校	6年	3年	3年	/	/
部科別 学校別					幼稚園部	小学部	中学部	高等部																																													
	本科	専攻科																																																			
盲学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	3年																																																
聾学校	1年，2年又は3年	6年	3年	3年	1年																																																
養護学校	/	6年	3年	3年	/																																																
部科別 学校別	小学部	中学部	高等部		幼稚園部																																																
			本科	専攻科																																																	
盲学校	6年	3年	3年	3年	1年，2年又は3年																																																
聾学校	6年	3年	3年	1年	1年，2年又は3年																																																
養護学校	6年	3年	3年	/	/																																																

茨城県教育職員免許状規則新旧対照表（第5条関係）

新					旧																																																	
（相当学校教諭1種又は2種免許状授与に係る単位修得） 第21条 免許法別表第3により上級免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次に定めるところによる。 (1) 幼稚園教諭2種免許状を有する者が、幼稚園教諭1種免許状を取得する場合					（相当学校教諭1種又は2種免許状授与に係る単位修得） 第21条 免許法別表第3により上級免許状の授与を受けようとする者で、同表備考第7号の規定の適用を受けるものの単位の修得方法は、次に定めるところによる。 (新設)																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職年数</th> <th>教科に関する科目</th> <th>教職に関する科目</th> <th>教科又は教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>5</td><td>4</td><td>20</td><td>6</td><td>45</td></tr> <tr><td>6</td><td>4</td><td>18</td><td>5</td><td>40</td></tr> <tr><td>7</td><td>3</td><td>16</td><td>5</td><td>35</td></tr> <tr><td>8</td><td>3</td><td>14</td><td>4</td><td>30</td></tr> <tr><td>9</td><td>2</td><td>13</td><td>4</td><td>25</td></tr> <tr><td>10</td><td>2</td><td>11</td><td>3</td><td>20</td></tr> <tr><td>11</td><td>1</td><td>9</td><td>3</td><td>15</td></tr> <tr><td>12</td><td>1</td><td>7</td><td>2</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>					在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	5	4	20	6	45	6	4	18	5	40	7	3	16	5	35	8	3	14	4	30	9	2	13	4	25	10	2	11	3	20	11	1	9	3	15	12	1	7	2	10					
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数																																																		
5	4	20	6	45																																																		
6	4	18	5	40																																																		
7	3	16	5	35																																																		
8	3	14	4	30																																																		
9	2	13	4	25																																																		
10	2	11	3	20																																																		
11	1	9	3	15																																																		
12	1	7	2	10																																																		
(2) 幼稚園助教諭免許状を有する者が、幼稚園教諭2種免許状を取得する場合					(新設)																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職年数</th> <th>教科に関する科目</th> <th>教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6</td><td>5</td><td>30</td><td>45</td></tr> <tr><td>7</td><td>4</td><td>27</td><td>40</td></tr> <tr><td>8</td><td>4</td><td>24</td><td>35</td></tr> <tr><td>9</td><td>3</td><td>21</td><td>30</td></tr> <tr><td>10</td><td>3</td><td>18</td><td>25</td></tr> <tr><td>11</td><td>2</td><td>15</td><td>20</td></tr> <tr><td>12</td><td>2</td><td>12</td><td>15</td></tr> <tr><td>13</td><td>1</td><td>9</td><td>10</td></tr> </tbody> </table>					在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数	6	5	30	45	7	4	27	40	8	4	24	35	9	3	21	30	10	3	18	25	11	2	15	20	12	2	12	15	13	1	9	10														
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数																																																			
6	5	30	45																																																			
7	4	27	40																																																			
8	4	24	35																																																			
9	3	21	30																																																			
10	3	18	25																																																			
11	2	15	20																																																			
12	2	12	15																																																			
13	1	9	10																																																			
(3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略) (7) (略) (削除)					(1) (略) (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) 幼稚園教諭2種免許状を有する者が、幼稚園教諭1種免許状を取得する場合																																																	
					<table border="1"> <thead> <tr> <th>在職年数</th> <th>教科に関する科目</th> <th>教職に関する科目</th> <th>教科又は教職に関する科目</th> <th>最低修得単位数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5</td> <td>4</td> <td>20</td> <td>6</td> <td>45</td> </tr> </tbody> </table>					在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	5	4	20	6	45																																			
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数																																																		
5	4	20	6	45																																																		

(削除)

2 前項の規定の適用を受ける者のうち、免許法施行規則第12条の規定に該当するものの単位の修得方法は、次に定めるところによる。

(1) 幼稚園教諭2種免許状を有する者が、幼稚園教諭1種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
$\frac{3}{4}$	$\frac{2}{2}$	$\frac{12}{10}$	$\frac{6}{5}$	$\frac{25}{20}$
$\frac{5}{6}$	$\frac{1}{1}$	$\frac{9}{7}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{15}{10}$

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(削除)

3 (略)

$\frac{6}{7}$	$\frac{4}{3}$	$\frac{18}{16}$	$\frac{5}{5}$	$\frac{40}{35}$
$\frac{8}{9}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{14}{13}$	$\frac{4}{4}$	$\frac{30}{25}$
$\frac{10}{11}$	$\frac{2}{1}$	$\frac{11}{9}$	$\frac{3}{3}$	$\frac{20}{15}$
$\frac{12}{12}$	$\frac{1}{1}$	$\frac{7}{7}$	$\frac{2}{2}$	$\frac{10}{10}$

(7) 幼稚園助教諭免許状を有する者が、幼稚園教諭2種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	最低修得単位数
$\frac{6}{7}$	$\frac{5}{4}$	$\frac{30}{27}$	$\frac{45}{40}$
$\frac{8}{9}$	$\frac{4}{3}$	$\frac{24}{21}$	$\frac{35}{30}$
$\frac{10}{11}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{18}{15}$	$\frac{25}{20}$
$\frac{12}{13}$	$\frac{2}{1}$	$\frac{12}{9}$	$\frac{15}{10}$

2 前項の規定の適用を受ける者のうち、免許法施行規則第12条の規定に該当するものの単位の修得方法は、次に定めるところによる。

(新設)

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) 幼稚園教諭2種免許状を有する者が、幼稚園教諭1種免許状を取得する場合

在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
$\frac{3}{4}$	$\frac{2}{2}$	$\frac{12}{10}$	$\frac{6}{5}$	$\frac{25}{20}$
$\frac{5}{6}$	$\frac{1}{1}$	$\frac{9}{7}$	$\frac{3}{2}$	$\frac{15}{10}$

3 (略)